

市民運動公園 総合体育館 使用料金表

ア 貸切使用の場合の使用料

区分			1時間まで ごとに	1日まで ごとに
アリーナ	料金を徴収しない場合	アマチュア競技に使用する場合	一般 1,040円	6,720円
		その他の催しに使用する場合	高等学校生徒以下の者 520円	3,360円
	料金を徴収する場合	アマチュア競技に使用する場合	一般 2,300円	14,780円
		その他の催しに使用する場合	高等学校生徒以下の者 1,150円	7,390円
柔剣道場	アマチュア競技に使用する場合	営利を目的としない場 4,200円	26,880円	
	その他の催しに使用する場合	営利を目的とする場合 8,400円	53,760円	
多目的ホール	アマチュア競技に使用する場合	一般 420円	2,680円	
	その他の催しに使用する場合	高等学校生徒以下の者 210円	1,340円	
会議室及び談話室		630円	4,030円	
遊戯室	アマチュア競技に使用する場合	一般 310円	2,000円	
	その他の催しに使用する場合	高等学校生徒以下の者 150円	1,000円	
◆備考			100円	—
1 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。			210円	1,340円
2 アリーナをアマチュア競技に使用する場合において、アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。			100円	—
3 暖房を使用する場合は、規則で定める暖房料を徴収する。			210円	1,340円
			100円	670円

暖房料	区分		単位	金額
	アリーナ	一般	1時間までごとに	3,700円
高等学校生徒以下の者		1時間までごとに	1,850円	
柔剣道場	一般	1時間までごとに	1,050円	
	高等学校生徒以下の者	1時間までごとに	520円	
多目的ホール	一般	1時間までごとに	210円	
	高等学校生徒以下の者	1時間までごとに	100円	
会議室及び談話室	一般	1時間までごとに	210円	
	高等学校生徒以下の者	1時間までごとに	100円	
ジェットヒーター		1台1時間までごとに	210円	

イ 一般使用の場合の使用料

区分	単位	一般	高等学校生徒以下の者
アリーナ	1人1時間までごと	100円	50円
トレーニング	1人1時間までごと	120円	60円
柔剣道場	1人1時間までごと	100円	50円
多目的ホール	1人1時間までごと	100円	50円
更衣室	1人1回につき	100円	100円